

搬入土砂の汚染のおそれがないことの確認票

年 月 日

本票は、土砂搬入報告書（規則様式第 10 号）に添付してください。

許可年月日及び許可番号		
埋立て等区域の位置		
土砂発生元	工事等の名称	
	工事等の施工場所	
	工事等の発注者	
	工事等の発注者における本報告についての担当者	(所属、連絡先、役職及び担当者名を記載してください。)

提出する調査結果等 (法：土壌汚染対策法、生環条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例)	該当欄 に○を 記載
法第 4 条第 1 項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(法施行規則様式第 6 号)及びその添付書類(※1)であって、同条第 3 項による調査命令が発出されなかったことを確認した記録(※2)を付したもの	
法第 4 条第 3 項の調査命令に対する「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第 1 号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 5 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 8)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの	
法第 3 条第 1 項、同条第 8 項又は第 5 条第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(法施行規則様式第 1 号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
法第 14 条第 1 項に基づく「指定の申請書」(法施行規則様式第 11 号)及びその添付書類である法第 14 条第 3 項で土壌汚染状況調査とみなされる結果で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 4 第 1 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 3)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 4 第 5 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 7 の 2)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 4 第 6 項又は第 81 条の 6 第 2 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 7 の 3)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 6 第 1 項に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 9 の 2)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれのないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 6 第 3 項に基づく「土壌汚染状況調査結果報告書(管理有害物質)」(生環条例施行規則様式第 23 号の 10)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 21 の 3 に規定する自主調査の関係書類で汚染のおそれがないことを確認できるもの(「土壌汚染に係る報告等に関する大阪府の運用について」(平成 23 年 3 月、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課)様式第 2 号及びその添付書類(※1))	
法第 16 条第 1 項の規定に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(法施行規則様式第 15 号)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
生環条例第 81 条の 16 第 1 項に基づく「搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書」(生環条例施行規則様式第 23 号の 13 の 13)及びその添付書類(※1)で汚染のおそれがないことを確認できるもの	
他府県の土壌汚染対策に係る条例等に基づく調査結果など汚染のおそれのないことを確認ができる書類等(堺市と別途協議すること)	
添付書類	(添付書類名について記載してください。)

(※1) 全ての添付書類の提出を求めるものではありません。調査結果など汚染のおそれがないことを確認できる書類のみ提出してください。

(※2) 変更届出書及びそれに対する所管行政庁からの「法4条3項による調査命令を発出ししない。」ことを記載した書面がある場合はその書面。又は「法4条3項による調査命令を発出ししない。」ことを所管行政庁にヒアリングした結果を記録した書面(ヒアリングの日時、ヒアリング対象者(所属、役職、氏名)、対象者の連絡先、ヒアリング担当者の氏名・職・連絡先も記載のこと。)

(注) 土壌汚染対策法等の手続きの詳細については、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」(令和元年10月 大阪府環境農林水産部環境管理室)を参照してください。